

## 羽生都市計画道路の変更（埼玉県決定）

都市計画道路中 3・4・2号南部幹線を3・3・2号南部幹線に、3・4・21号小松通線を3・5・21号小松通線に名称を改め、3・3・2号南部幹線ほか2路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の交差の構造	
幹線街路	3・3・2	南部幹線	羽生市大字北菟島字中浦	羽生市大字砂山字上宿	羽生市南七丁目	約 5,740m	地表式	4車線	22m	東武伊勢崎線と立体交差 幹線街路と平面交差 8箇所	
	3・5・21	小松通線	羽生市西三丁目	羽生市大字下岩瀬字下岩瀬	羽生市大字中岩瀬字中岩瀬	約 680m	地表式	2車線	14.5m	幹線街路と平面交差 3箇所	
	3・4・22	公園通線	羽生市大字中岩瀬字中岩瀬	羽生市大字中岩瀬字中岩瀬	羽生市大字中岩瀬字中岩瀬	約 1,300m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差 3箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

### 理由

3・4・2号南部幹線については、交通量が増大したこと、さらに、埼玉県が圏央道以北のインターチェンジ周辺の企業誘致を推進していく上での根幹となる道路であることから、現在、供用している4車線の道路を恒久的に担保するため、起点を羽生インターチェンジまで、終点を一般国道125号まで、それぞれ移動し、延長及び幅員を変更するものです。

3・4・21号小松通線については、羽生駅と商業業務地区とを結ぶ路線バスの運行計画が無くなったことから、路線バスの停車需要を考慮して設定していた路肩幅が不要となったため、通常の路肩幅とする幅員に変更するものです。

3・4・22号公園通線については、3・4・21号小松通線との交差点に設けていた右折車線の区間を移動するため、一部区域の幅員を変更するものです。

また、変更後の幅員にあわせた規模番号とするため、路線の名称を3・3・2号南部幹線及び3・5・21号小松通線へ、それぞれ変更するものです。

なお、当該3路線は、車線の数が未決定のため、3・3・2号南部幹線については、車線の数を4と定め、3・5・21号小松通線及び3・4・22号公園通線については、車線の数を2と定めるものです。